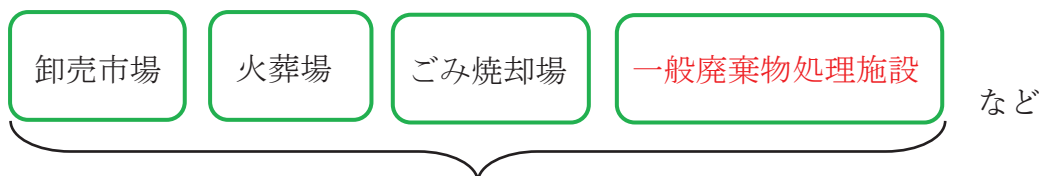


建築基準法第51条ただし書きの許可について

都市計画区域内では・・・



周辺環境に大きく影響を及ぼすおそれのあるもの

||

原則（都市計画決定）

都市計画においてその位置が決定していなければ、
新築し又は増築してはならない。

例外（ただし書きの許可）

特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、
その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、
新築し又は増築することができる。

本案件については、富津市都市計画審議会の答申を踏まえ、特定行政庁である千葉県が許可するものとなります。

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
エム・エム・プラスチック株式会社 代表取締役 森村 努	富津市新富 66-1、67-1	54,947.75 m ²	工業地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、JR 内房線青堀駅から西に約 1.8 キロメートル離れた位置にあり、工業地域に位置している。

施設は幅員 20 メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

- 1 施設の種類 一般廃棄物処理施設

- 2 施設の処理能力 計 349.20 t/日
 - 《既設》破砕、選別、圧縮梱包、減容、造粒 等
 - 廃プラスチック類 89.52 t/日
 - 《新設》破砕、選別、圧縮梱包、減容、造粒 等
 - 廃プラスチック類 259.68 t/日

- 3 建築物 合計 14 棟 (新築 7 棟)

位置図 1 : 25,000



区分	凡例	備考
都市計画区域	-----	約2,602ha
市街化区域・市街化調整区域	-----	約1,158ha 約1,444ha
用途	第一種低層住居専用地域	約 206ha
	第一種中高層住居専用地域	約 118ha
	第一種住居地域	約 240ha
	第二種住居地域	約 28ha
	近隣商業地域	約 20ha
	商業地域	約 22ha
	準工業地域	約 85ha
	工業地域	約 136ha
	工業専用地域	約 303ha
	その他の地域地区	第一種高度地区
第二種高度地区		約 209ha
防火地域		約 9.1ha
準防火地域		約 26ha
臨港地区		(臨) 約 122ha
生産緑地地区		約 12ha
地区計画区域		(地) 約 62ha
土地区画整理事業区域		約 131ha
都市施設	都市計画道路	→
	都市計画公園・緑地	□
	都市計画終末処理場	□
	都市計画汚物処理場	(汚) 約 0.8ha

主要地方道 木更津富津線
 県道90号線 幅員：49m

市道青木線
 幅員：20m

計画地

西へ約1.8km

JR内房線青堀駅

市道新富11号線
 幅員：20m

凡例

— (Red line)	… 県道
— (Blue line)	… 市道
- - - (Black dashed line)	… 鉄道

計画図 1 : 2,500



工業地域

計画地

主要地方道 木更津富津線
県道90号線 幅員：49m





市道青木線
幅員：20m

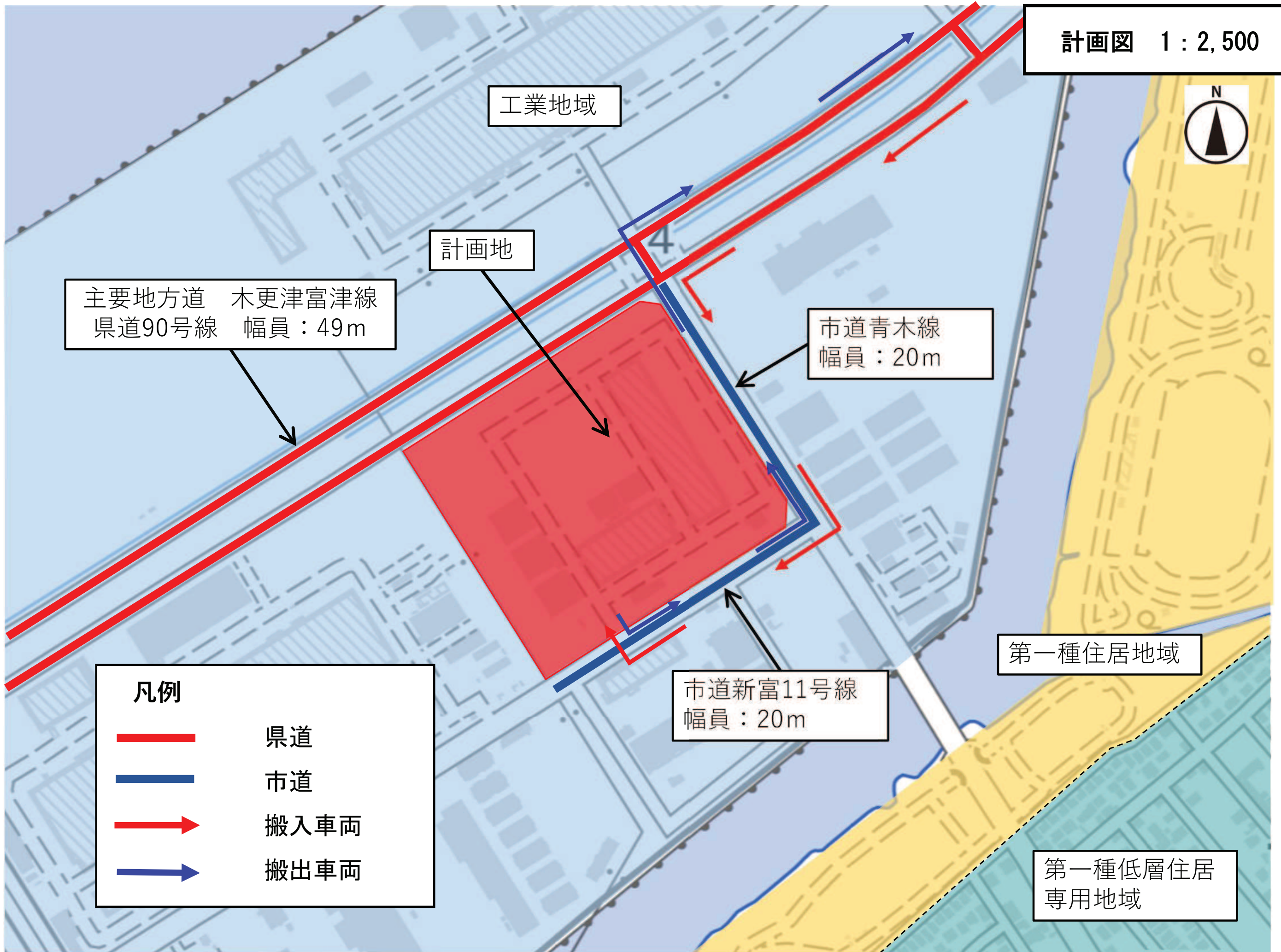
市道新富11号線
幅員：20m

第一種住居地域

第一種低層住居
専用地域

凡例

	県道
	市道
	搬入車両
	搬出車両



令和7年度第1回富津市都市計画審議会「第1号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(富津市)について

1 施設の概要

設置者	エム・エム・プラスチック株式会社 代表取締役 森村 努		
敷地面積	54,947.75 m ²	前面道路幅員	20m
計画地内の 処理施設	許可対象施設(一廃)		
	既設: 破碎、選別、圧縮梱包、減容、造粒 等 新設: 破碎、選別、圧縮梱包、減容、造粒 等		

2 審査指標

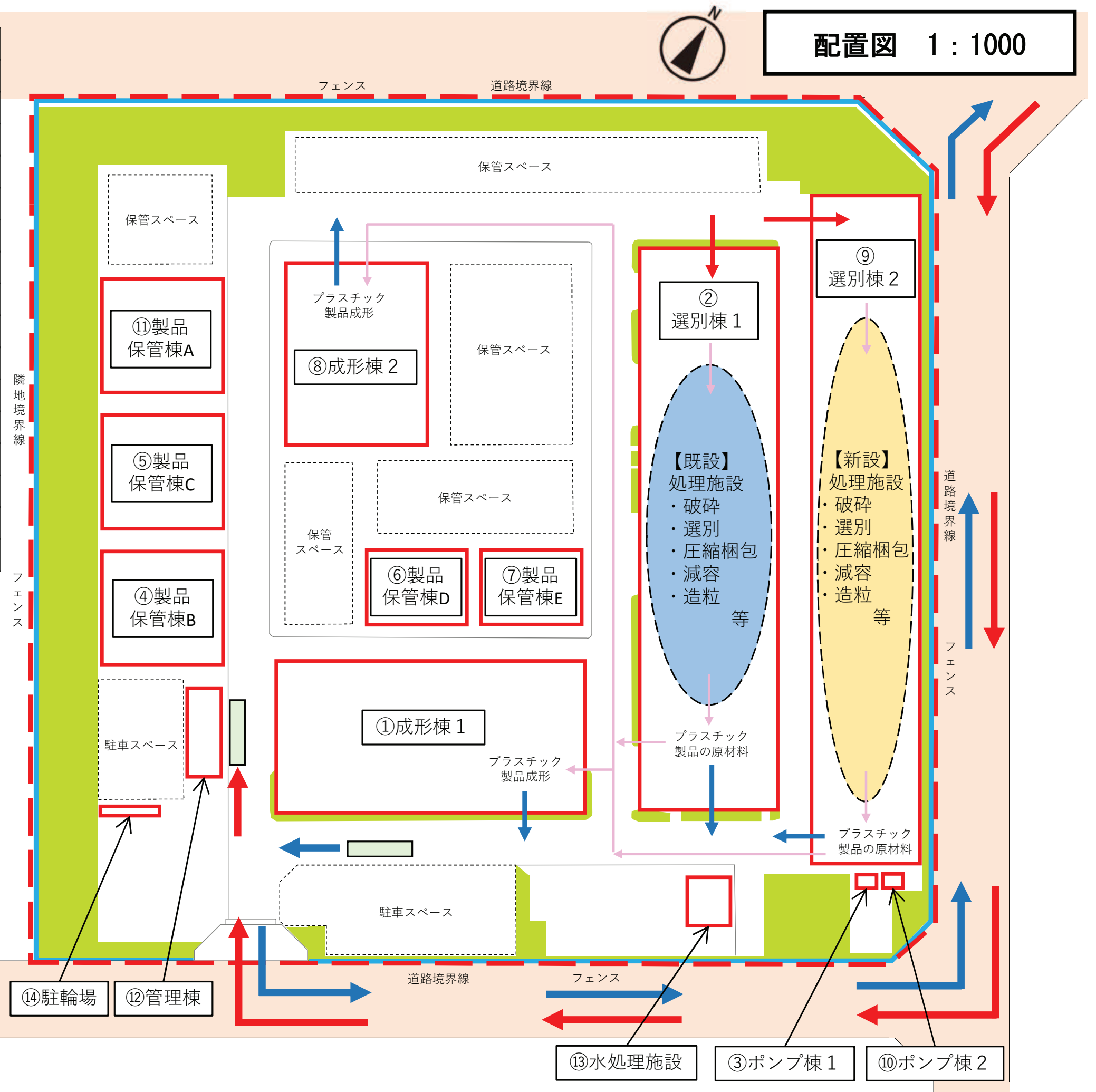
敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none">・ 県及び市の都市計画上支障がない。・ 申請地は工業地域に位置している。・ 近傍に既決定の都市施設はない。・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none">・ 主要な搬出入経路は、幅員20mの市道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大約173台)・ 主要な搬出入経路に通学路の指定はない。
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none">・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。・ 敷地周囲には、高さ1.8m以上のフェンス等を設置し、敷地内に緑地を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

土地利用計画表				
番号	用地	建築面積	割合	
既設	①	成形棟 1	3,414.50㎡	6.21%
	②	選別棟 1	5,626.00㎡	10.24%
	③	ポンプ棟 1	15.00㎡	0.03%
	④	製品保管棟B	960.00㎡	1.75%
	⑤	製品保管棟C	960.00㎡	1.75%
	⑥	製品保管棟D	498.00㎡	0.91%
	⑦	製品保管棟E	498.00㎡	0.91%
新設	⑧	成形棟 2	2,052.40㎡	3.74%
	⑨	選別棟 2	5,356.85㎡	9.75%
	⑩	ポンプ棟 2	15.00㎡	0.03%
	⑪	製品保管棟A	960.00㎡	1.75%
	⑫	管理棟	229.13㎡	0.42%
	⑬	水処理施設	147.54㎡	0.27%
	⑭	駐輪場	24.75㎡	0.04%
	計	20,757.17㎡	37.80%	

【凡例】

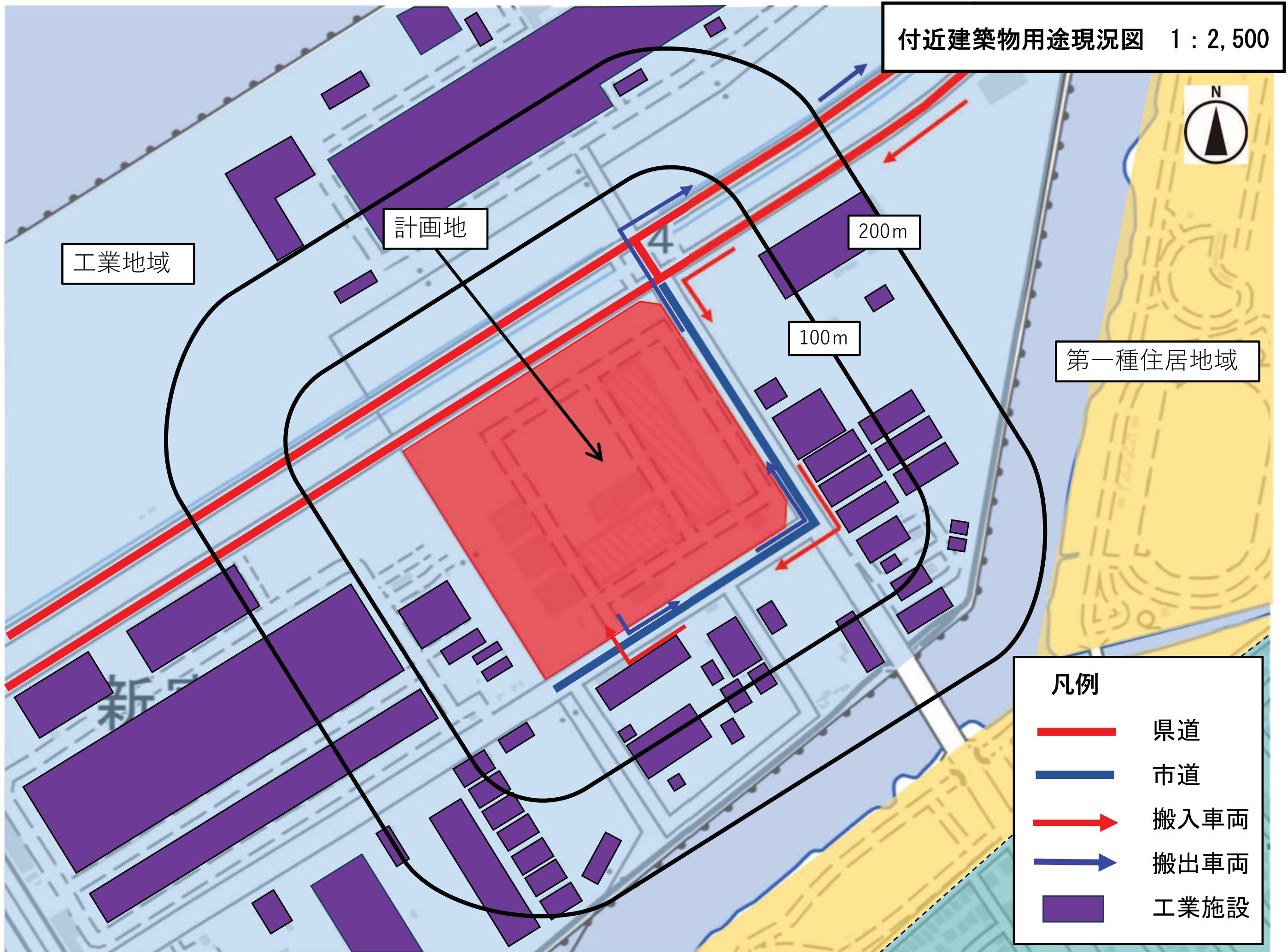
	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地 (6,423.25㎡、11.68%)
	搬入
	搬出
	フェンス1.8m
	処理フロー
	【新設】処理施設 破碎、選別、圧縮梱包、減容、造粒 等
	【既設】処理施設 破碎、選別、圧縮梱包、減容、造粒 等
	トラックスケール



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に該当しないため。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出する特定施設に該当しないため。		
	富津市環境条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝（6～8時）	65dB	61dB
				昼間（8～19時）	70dB	63dB
				夕（19～22時）	65dB	59dB
	夜間（22～6時）	60dB	59dB			
	富津市環境条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
朝（6～8時）				65dB	61dB	
昼間（8～19時）				70dB	63dB	
夕（19～22時）				65dB	59dB	
夜間（22～6時）	60dB	59dB				
振 動	振動規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間（8～19時）	65dB	57dB
				夜間（19～8時）	60dB	57dB
	富津市環境条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間（8～19時）	65dB	57dB
				夜間（19～8時）	60dB	57dB
悪 臭	悪臭防止法	有	適合	新たな廃棄物処理施設の設置後も、悪臭の漏洩はほとんどないことから、規制基準を満足するものと判断される。		
	富津市環境条例	有	適合			
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 法に基づく特定施設に該当しないため。		
	富津市環境条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		

付近建築物用途現況図 1 : 2,500



工業地域

計画地

200m

100m

第一種住居地域

凡例	
	県道
	市道
	搬入車両
	搬出車両
	工業施設